

令和8年度

岡山市小規模多機能型居宅介護事業所等介護テクノロジー導入支援募集要項

1 募集の趣旨

介護テクノロジーの導入による介護現場の生産性向上のため、予算の範囲内において、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）交付要綱、同実施要綱、岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（看護小規模多機能型居宅介護事業所等整備分）交付要綱に基づき、岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（小規模多機能型居宅介護事業所等介護テクノロジー導入支援分）を交付する事業候補者と事前協議するために行うものです。

2 募集内容

（１）整備年度 令和8年度

（２）整備内容 下記の整備区分に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記2の（33）ロの介護テクノロジー導入支援事業において対象となっている機器等を導入するもの

（a）整備区分

本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容

整備区分	整備内容
（１）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（２）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

（３）整備対象区域 事業所の所在地は、岡山市内であること。

3 応募資格

次のいずれにも該当すること。

（１）小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所を運営す

る者であって、法人であるもの。

(2) 高齢者医療，看護，介護に関する事業の知識を有し，法令を順守して事業を実施する意思のあること。

(3) 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員を，岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）に規定する役員及び当該申請に係る事業所を管理する者に含む者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により，岡山市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- ⑥ 岡山市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者
- ⑦ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑧ 介護保険法に定める欠格条項に該当する者

4 補助金について（概要）

- ・対象経費 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う，介護テクノロジーの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する。）
- ・補助予定額 宿泊定員数1名につき520千円を上限とする。
ただし，大規模修繕に要する経費の額の3倍を補助上限とする。

※交付する補助金の総額が当該補助金等に係る予算額を超えるときは交付しない場合もあります。また，岡山県から岡山市への内示額によっては，岡山市補助金の交付ができない場合，又は補助金額を減額する場合がありますので，予めご了承ください。

5 応募の手続き

(1) 事前協議

事前協議受付期間：令和8年7月28日（火）～8月21日（金）

応募書類提出前の事前協議は必須とします。なるべく早い時期に、事前に日程予約の上、担当者と協議を行ってください。

※事前協議についての詳細は「6 事前協議について」をご覧ください。

(2) 申込方法

事前協議終了後に、所定の様式及び添付書類を、岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課まで持参してください。

(3) 応募受付期間

令和8年8月24日(月)～9月7日(月)

午前9時～午後5時まで(土、日、祝日を除く) 期限厳守

(4) 事前協議先・応募書類提出先

岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階

岡山市保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 通所事業者係

電話(086)212-1013

(5) 書類提出方法

提出書類は、電話連絡の上、直接持参してください。

郵便、ファックス、電子メール等による提出は受け付けません。

6 事前協議について

(1) 期間内に事業者自身(整備の内容、運営の方法、その他について熟知している方)が来庁してください。設計業者等、事業者以外の方のみでの協議は不可とします。

(2) 事前協議については、事業者自身で協議希望日の3日前までに事業者指導課へ電話連絡の上、日時予約を行ってください。

(3) 初回の事前協議以降は、必要に応じて追加での協議を行ってください。

(4) 事前協議に必要な書類については以下のとおりです。

① 協議書

② 事業計画書(様式第1号-(2))

③ 補助金申請額算出内訳(様式第2号-(2))

④ 平面図

⑤ 購入する備品・設備等のカタログなど内容が分かる資料

7 応募に当たっての留意事項

(1) 関係法令、関係基準・通知及び関係市条例・規則を承知の上で、応募してください。

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 提出期限後の書類の追加提出、差し替え等はお受けできません。

(4) 事前協議を終えた事業者からの応募であって、書類を受け付けたものから審査を行います。

- (5) 応募要件等を満たしていないと認められる場合は、審査は行いません。
- (6) 応募に関わる経費は、すべて応募者の負担とします。
- (7) 提出された書類については、理由の如何にかかわらず、返却しません。
- (8) 事前協議の受付によって、補助金の交付が確約されるものではありません。

8 結果の通知

交付対象事業者として採択された場合は、応募者に対して、結果を通知します。

9 スケジュールの概要

令和8年7月28日	・事前協議の受付開始
8月21日	・事前協議の受付終了
8月24日	・応募書類の受付開始
9月 7日	・応募書類の提出期限
9月中旬以降	・採択通知
	・補助金の内示
	・補助金申請書類の提出 その後、事業所の修繕に着手
	・現地確認等